

足立区課税課からのお知らせ

特別徴収税額通知の提供方法について

日頃より、足立区の課税事務にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

令和 6 年度給与支払報告書について、特別徴収税額通知の受取方法を電子通知としてご提出いただいた事業者様にご案内いたします。

税法改正により令和 6 年度からは、特別徴収税額通知の受取方法を電子通知で希望されている場合は書面の通知書は発行されないことになりました。

しかし、書面通知が必要であるにもかかわらず誤って電子通知を希望されている事業者様が多数あり、電子通知のみを発行した場合、多くの事業者様で特別徴収事務に支障をきたす恐れがあることが判明いたしました。この状況を考慮した結果、足立区では令和 6 年度に限り受取方法を電子通知で希望されている事業者様においても、やむを得ず書面の特別徴収税額通知を電子通知と併せて提供させていただくことといたしました。

電子通知を希望したにもかかわらず書面通知も届いた場合は以下のとおりお取り扱いください。

特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の書面通知については確認用としてご利用いただくか、不要であれば破棄していただきますようお願いいたします。

特別徴収税額通知（納税義務者用）の書面通知については従業員の個人情報が記載されておりますので、ご本人に配付しない場合は個人情報保護に留意したうえで破棄していただきますようお願いいたします。

書面の通知を送付しないようご希望される場合は、個別に対応させていただきますので、恐れ入りますが令和 6 年 4 月 15 日までに下記担当までご連絡くださいますようお願いいたします。

書面通知を必要としない事業者様にはご迷惑をお掛けして大変申し訳ございませんが、何卒ご容赦くださいますようお願いいたします。

なお、特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子通知については、給与支払報告書に記載していただいた受給者番号を従業員ごとのファイル名に設定いたします。給与支払報告書の提出時に受給者番号の記載がない場合または受給者番号に使用できない文字が含まれていた場合は、「adc」+整理番号を受給者番号といたしますのでご了承ください。

問い合わせ先
足立区区民部課税課
特別徴収担当
電話 03-3880-5418